堂島法律事務所 DOJIMA LAW OFFICE
News Letter
Vol. 47
2025/04

本号の掲載記事

● 速報！ 重要法律案特集
「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案について」 弁護士 板﨑 遼
「公益通報者保護法の一部を改正する法律について」 弁護士 横瀬 大輝
「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案について」 弁護士松尾洋輔
「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案について」 弁護士 酒井 紀子 弁護士 佐々木 崇人
「令和７年資金決済法改正法案の概要」 弁護士 田邉 愛
「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案について」 弁護士 奥津 周
● 堂島法律事務所ウェビナーのご案内
● 近時の実務話題＆裁判例レビュー 弁護士 大川 治

速報！ 重要法律案特集

2025 年 3 月に複数の法律案が国会に提案されたことを受け、本号では、重要度の高い法律案を取り上げ、その概要と実務上の影響についてお伝えします。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案について

弁護士 板﨑 遼

1 はじめに

令和 7 年通常国会に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法（以下では「推進法」といいます。））等の一部を改正する法律案が提出されました。同法律案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、①ハラスメント対策の強化、②女性活躍の推進、③治療と仕事の両立支援の推進の 3 つの柱を軸にしたものです。

2 改正案の概要

（1）から（3）の 3 つの柱の概要は次のとおりです。

（1）ハラスメント対策の強化

ハラスメント対策の強化としては、新たにカスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる就活セクハラ）が定義されました。そして、パワハラやセクハラ防止義務と同様、これらのハラスメントの防止のため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が雇用管理上の措置に関し適切かつ有効な実施を図るための指針を策定することについての根拠規定もおかれました。さらに、これらのハラスメントに起因する問題について、国、事業者、労働者等の責務関係者の責務を明確化しました。

今日におけるハラスメント対策の重要性に照らし、本稿にて詳しくご紹介します。

(2) 女性活躍の推進

女性活躍の推進としては、女性活躍推進法の有効期限を10年間延長するほか、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付け、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化しました。また、女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つにハラスメント対策を位置付けるとともに、プラチナえるぼし[1]の認定要件に、就活セクハラ防止に係る措置の内容を公表していることを追加するなどの改正となっています。

(3) 治療と仕事の両立支援の推進

治療と仕事の両立支援の推進としては、事業主に対し、治療を受ける労働者について、就業によって症状が増悪すること等を防止し、治療と就業を両立するため、労働者の相談に応じ、適切に対するために必要な体制の整備等の措置を講ずる努力義務を課し、さらに当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する内容となっています。

3 ハラスメント対策の強化

(1) 新たなハラスメントの明確化

ア　カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます。）

新設される推進法33条（以下では、新設されたか否かにかかわらず、改正法案による改正後の条文数を引用します。）は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（顧客等）の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者の就業環境を害することをカスハラと位置づけました。

推進法に基づくパワハラ指針においても、カスハラへの対応として、相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備等の雇用管理上の取り組みを行うことが望ましいとされており、厚労省作成のカスハラ対応企業マニュアルにおいては、カスハラを「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」と定義していましたが、今回の改正により法律上の定義がされたことになります。

一般的に、カスハラとしてイメージされることが多いのは、店員に土下座を強要する、クレームを述べるにあたって大声で怒鳴りつけて長時間拘束するといった一般顧客のクレーマーですが、推進法の定義は、一般顧客に限らず、取引先の従業員等、事業に関係を有する者を広く「顧客等」として、明確にカスハラの主体となり得ることを明らかにしています。この点は、事業主が講ずるべき措置等との関係でも重要と思われます。

イ　求職者等に対するセクハラ

男女雇用機会均等法（以下「均等法」といいます。）13条は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定める者（求職者等）による求職活動その他職業の選択に資する活動（求職活動等）において行われる性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されることを求職者等に対するセクハラ（いわゆる就活セクハラ）と位置付けました。

従前から均等法はセクハラを定義していましたが、均等法のセクハラは「労働者」を対象としていたところ、求職者等は求職活動時においては労働者ではないことから、均等法が定める措置の対象外とされていました（均等法に基づくセクハラ指針でも、求職者等については、必要な注意を払うよう「努めることが好ましい。」といった位置づけに留まっていました。）。

今回の改正案は、従前このように均等法によるセクハラの定義から外れていた就活セクハラを明示的に取り上げ、これに対する事業主の措置を法的義務に引き上げるものです。

(2)　国、事業者、労働者（、顧客等）の責務

改正法案は、従前のパワハラやセクハラと同様に、カスハラ及び就活セクハラについても、パワハラやセクハラに対するものと同様の国、事業者、労働者及び顧客等の責務を定めています。

具体的には、

- 国はカスハラ及び就活セクハラに関する関心と理解を深めるための広報活動、啓発活動などを行うよう努めること（推進法34条1項、均等法14条1項）
- 事業主は、自らこれらの問題に対する関心と理解を深め、その言動に必要な注意を払うことに加え、これらの問題に対する労働者の関心と理解を深めるとともに、労働者が言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするなどの対策に努めること（推進法34条2項・3項、均等法14条2項・3項）
- 労働者は、これらの問題に対する関心と理解を深め自身の言動に必要な注意を払うとともに、事業主がカスハラ・就活セクハラ対策のために講じる措置に協力するよう努めること（推進法34条4項、均等法14条4項）
- 顧客等は、カスハラに対する関心と理解を深めるとともに、自身の言動がカスハラとならないよう必要な注意を払うよう努めること（推進法34条5項）

が定められています。

カスハラ対応というと、事業主が自らの労働者を守るための対応にフォーカスしがちですが、自らが雇用する労働者が他の事業主に雇用されている労働者に対する関係でカスハラの加害者とならないよう、研修等を通じた適切な対応が求め

られている点に特に留意が必要です。

(3) 事業主が講ずるべき措置等について

事業主は、カスハラや就活セクハラを防止するため、労働者や求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければなりません（推進法 33 条 1 項、均等法 13 条 1 項）。また、労働者がこれらの対応に協力したこと等を理由として、当該労働者に不利益な取扱いをしてはならないことは、パワハラやセクハラに対する規律と同様です（推進法 33 条 2 項、均等法 13 条 2 項）。

これらの体制整備や雇用管理上必要な措置に関しては、適切かつ有効な実施を図るために必要な指針が定められることとなりますので（推進法 33 条 4 項、均等法 13 条 3 項）、パワハラ・セクハラ対応と同様に、当該指針が公表された際には、その内容に留意する必要があります。

この点、カスハラや就活セクハラの性質上、パワハラ指針やセクハラ指針の内容と大きく異なることはないだろうとは考えられるところですが、カスハラや就活セクハラには、これまでの典型的なパワハラやセクハラとは異なった次のような性質があります。

カスハラについては、例えば自社の労働者が他社の労働者に対する関係でカスハラ加害者となった場合など、複数社間での協力がなければ適切な対応は困難になるなど、加害者と被害者が自社だけで完結する典型的なパワハラとは異なった特殊性があります。そのため、事業主は、他の事業主からカスハラ防止措置に関し必要な協力を求められた場合には、協力すべき努力義務が定められていますが（推進法 33 条 3 項）、カスハラ指針についてもこのような特殊性を踏まえた措置に関する指針が示されるものと思われます。

また、就活セクハラについても、加害者は自社の労働者であるものの、被害者は自社の労働者ではないという点で、事実関係の迅速かつ正確な把握に一定の困難が生じる可能性がありますし、セクハラ指針は被害者に対する適正な配慮を求めていますが、自社の労働者ではない就活セクハラの被害者に対する配慮がどのように位置付けられるのかといった問題もあるように思われます。いずれにせよ、公表される指針には充分な留意が必要です。

4 おわりに

本稿では、改正法案のうちハラスメント対策の強化にフォーカスしてご紹介をしました。改正法案が可決され、カスハラ・就活セクハラ指針が公表された際には、改めてその内容をご紹介する予定です。

弊所では、ハラスメント研修のほか、ハラスメントが疑われる場合や実際に生じた場合の調査対応を含め、多数のハラスメント事案を取り扱っています。ハラスメント問題に限らず、労務をめぐる問題でお困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

（注）

1　女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する一定の基準を満たした企業を認定する制度（えるぼし認定）の中で、行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が特に優良である等の要件を満たした場合に認定される。現行制度における詳細はこちらを参照。【雇用環境・均等行政をめぐる 最近の動き】

公益通報者保護法の一部を改正する法律について

弁護士 横瀬 大輝

「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます）の法案が、2025 年 3 月 4 日に閣議決定され、現在通常国会で審議中です。順調にいけばこの国会で可決成立し、公布から 1 年半以内に改正後の公益通報者保護法が施行される予定です。改正内容は多岐にわたりますが、事業者にとって影響の大きい点について、目的・具体的な改正内容は、次頁の表 1 のとおりです。

表 1 のうち、特に影響の大きい点①・⑤・⑥について解説します。

【①について】

改正法では、従事者（公益通報対応業務従事者）の指定義務（法 11 条 1 項）の履行確保のため、新たに、消費者庁長官に、勧告に従わない場合の命令権や事業者への立入検査権が付与され、命令違反や立入検査等の拒否に対する刑罰が新設され、執行権限が強化されます。

また、従事者指定義務の違反行為についても公益通報の対象となります。

これらの改正により、事業者の従事者指定義務の違反が疑われる場合、労働者等から消費者庁への公益通報（法 3 条 1 項 2 号の行政機関通報）がなされることが予想されますし、違反が認定された場合には、これまで以上に執行権限が発動されるおそれが高まります。そのため、事業者としては、従

【表1】

目的	改正内容
事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上	① 従事者指定義務に違反する事業者（※）に対し、勧告に従わない場合の命令権・命令違反時の刑事罰を新設＋立入検査権限の新設＋報告懈怠・虚偽報告・検査拒否に対する刑事罰を新設 ② 労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示
公益通報者の範囲拡大	③ 事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務委託関係が終了して１年以内のフリーランスを追加 ⇒ 公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止
公益通報を阻害する要因への対処	④ 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止
公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化	⑤ 通報後１年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定 ⑥ 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者と法人に罰則を新設

※常時使用する労働者の数が 300 人超に限る

事者指定義務違反にならないように、必要な場面で、適切に従事者指定をする必要性が高まるといえます。特に、個別の通報事案において、通常は従事者として指定されていない調査担当者を従事者指定（個別指定）することを忘れがちですので、今後はより注意が必要です。

【⑤・⑥について】

もとより、労働者等が正当に公益通報をしたことを理由として解雇や懲戒を行うことは、許されるものではありません。もっとも、改正法により通報者保護が強化されたことを踏まえて、「公益通報を理由としない」解雇や懲戒についても慎重な対応が必要になります。

すなわち、現行法の下では、公益通報者保護法による保護を受けるためには、労働者側において解雇や懲戒が「公益通報を理由としている」ことを立証する必要があります。改正法では、公益通報から１年以内に行われた解雇又は懲戒については、「公益通報をしたことを理由としてされたもの」と推定されることになります。いわゆる、立証責任の転換です。これにより、事業者としては、解雇や懲戒が「公益通報を理由とするものではない」ことを積極的に主張立証する必要があります。

また、公益通報を理由とする解雇・懲戒を行うと、罰則が適用されるようになりました。公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対しては６月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金（両罰）、法人に対して 3,000 万円以下の罰金となります。

これらの改正により、労働者を解雇・懲戒をしようとする場合には、それぞれの要件となる「客観的に合理的な理由」や「社会通念上相当」の要件に加え、「公益通報を理由とするものではないこと」についても、しっかりとしたエビデンスを用意しておく必要があります。これらの要件を基礎づける事実は重なる部分もあるといえますが、完全に一致するものではないため、解雇・懲戒をするに至った経緯などをより詳細に記録として残しておく必要があるといえます。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案について

弁護士 松尾 洋輔

1 法律案の概要

令和７年３月７日、第 217 回国会（令和７年常会）に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」が提出されました（以下「本法律案」といいます。）。法案提出理由として「食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者が食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に関する計画の認定制度を設け、認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化の一層の推進を図るため、飲食料品等事業者等が講ずべき措置等を定め、併せて、飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成等の業務を行う団体の認定制度の創設、卸売市場における当該指標の公表等の措置を講ずる必要がある。」と述べられているとおり、食料の持続的な供給を実現することを目指したものです。

2 法改正の背景

(1) 卸売市場法と食品流通法の変遷

卸売市場法は、1971 年（昭和 46 年）に施行された農林水産省所管の法律で、生鮮農水産物を取り扱う卸売市場の役割を定めたものです。その起源は 1918 年（大正 7 年）の米騒動を契機に制定された「中央卸売市場法」に求められ、戦時統制経済、戦後の復興を経て、食料品価格の安定化を図るために制定されました。 これまでに卸売市場法は段階的に自由化を進める方向で改正が行われてきました。

まず、1999 年(平成 11 年)には、「せり入札原則」が緩和され、市場・品目ごとに、せり・入札または相対取引を市場開設者が設定できるようになりました。次に、2004 年（平成 16 年）には、「委託集荷原則」が廃止され、かつては例外的に許可されていた、卸売業者が出荷者等から物品を買い付けて行う集荷が自由化され、卸業者の第三者への販売が可能になりました。さらに 2018 年（平成 30 年）には、卸売市場法と食品流通構造改善促進法の一部が改正され、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（食品等流通法）」が新たに制定されました。この改正により、これまで都道府県や人口 20 万人以上の市に限られていた中央卸売市場の開設・運営が、国が認定すれば民間企業でも可能になりました。

(2) 食料・農業・農村基本法の改正

自由化が進むということは競争が激化するということにもつながります。厳しすぎる競争が食品等事業者（生産者、卸売業者、小売業者、食品製造業者、食品加工業者等）を追いつめれば、食料の持続的な供給が困難になりかねません。自由化による適正な競争の中で、食品等事業者が持続的に食料供給を行うためには、事業活動に要する合理的なコストを回収できることが不可欠です。 そこで、令和 6 年（2024 年）5 月に成立した改正食料・農業・農村基本法には、食料の価格形成に当たり国が「食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること」が明記されました。 本法律案は、これを受けて、国の施策等を具体的に定めることを目的としています。

3 今回の法改正の主な内容

今回の法改正案の主な内容は以下の通りです。

(1) 持続的な食料供給のための事業活動促進

食品等事業者は、以下の 4 つの事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができます。

① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
② 流通合理化事業活動（食品等の流通の効率化、付加価値向上等）
③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
④ 消費者選択支援事業活動（消費者が適切な選択をできるようにするための情報提供）

また、地方公共団体や一般社団法人等が、これらの事業活動を連携して支援しようとする場合は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができます。大臣認定を受けた者に対しては、以下のような支援が用意されています。

① 日本政策金融公庫からの長期低利融資
② 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構による研究開発設備の供用
③ 中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの税制特例

(2) 取引の適正化

食品等事業者が持続的な食品供給を行うための合理的な費用を食料の価格形成に適切にさせるため、以下のような措置が講じられます。

① 農林水産大臣による取引の実態調査 (第 34 条)
② 飲食料品等事業者・農林漁業者の取引における努力義務（第 36 条）
　ア 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議すること
　イ 取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力すること
③ 農林水産大臣による②についての事業者の判断基準の策定（第 37 条）
④ 農林水産大臣による②の実施状況の指導・勧告（第 38 条）
⑤ 農林水産大臣による②に関する報告徴収・立入検査（第 39 条）
⑥ 農林水産大臣による②に関する公正取引委員会への通知（第 52 条）
⑦ 指定飲食料品等[1]に関する費用の指標の作成・公表、消費者への情報提供等を行う団体の認定（第 41 条から第 51 条まで）

(3) 卸売市場における指標の公表

卸売市場法の改正により、中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、前記（2）⑦の指定飲食料品等の品目、費用の使用等を公表することとされています。

4 法改正の意義と影響

(1) 食品等事業者に与える影響

本法律案の意図するとおり価格形成の適正化が進めば、これまで事業活動のコストを適切に価格転嫁できていなかった事業者にとっては所得向上の機会を得られ、また、認定事業

者への資金調達面や税制面での優遇措置により、持続的な事業活動を資金面で後押しを受けられることが期待されます。

他方、価格形成の適正化に関して、農林水産大臣の監督権限が強化されますので、食品等事業者と取引する卸事業者や小売事業者は、売り手からコストを考慮した価格の設定について協議を求められた場合、誠実に応じる必要があります。価格交渉の拒否、買いたたき等に該当する場合、立入検査、事業者名の公表という措置を受けることになりますので、価格交渉のあり方を今一度見直す必要があります。

農林水産省令で定められる「飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項」（第 37 条）が行動規範になることが想定されますので、省令の内容についても注視が必要です。

(2) 消費者にとっての影響

適正な価格形成が進むことで一部の食品価格に変動（上昇）が生じる可能性があります。もっとも、物流効率化法に基づく政策の実行もあり、食品分野に限らず物流の効率化が進むことで、物流コストが安定し、食品価格の安定につながることも期待されます。

いずれにせよ、長期的には、持続可能な食料供給体制の構築によって安定的な食料確保が実現されることが消費者にとっては最大の利益となることが見込まれます。

(3) 今後の展望

人口減・超高齢化社会を迎えた我が国では、一次産業従事者の減少傾向は深刻な課題であり、食料の供給力の確保はきわめて優先度の高い社会問題です。他の様々な施策と合わせ、農林水産業が経済面でも魅力的な産業になり、引き続き国民生活を支える食料の安定供給が維持されるよう、本法律案の施行による食品等事業者の事業活動の促進が期待されます。

（注）
1 「時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品当事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいもの」とされています。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案について

弁護士 酒井紀子

弁護士 佐々木崇人

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」（以下「本改正案」といいます。）が、第 217 回通常国会に提出されて衆議院で審議中です[1]。昨今、急激な労務費や原材料費、エネルギーコストの上昇が生じているところ、本改正案は、かかるコストの上昇について、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現することを目的とするものです。特に、本改正案が、下請代金支払遅延等防止法（現行法を「法」、改正法を「新法」といいます。）の (1) 規制対象を追加するとともに、(2) 規制の内容を追加する点は、実務にも影響を与えることが予想され、(3) 用語の見直しと合わせて注目されています。

1 規制対象の追加

(1) 運送の委託の追加

本改正案は、「製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託」を適用対象取引に追加しました（新法 2 条 1 項 6 号）。

現行法では法の適用対象外となっていた、荷主から運送事業者に対する運送業務の委託を規制対象とするものであり、物流コストの上昇が懸念される一方、荷役・荷待ちに関する問題などを解消し、取引慣行の公正化が期待されます。

(2) 従業員数基準の追加

また、本改正案は、従業員数 300 人（役務提供委託は 100 人）基準を適用基準に追加しています（新法 2 条 8 項 5 号･6 号）。

現行法では事業者の資本金額が基準となっていますが、これに加えて従業員数を基準とするものです。実質的には、事業規模が大きい事業者が、資本金を少額としたり、減資をしたりすることで適用対象とならない例があることから、実態に応じた法の適用を可能とする点において意義があるものです。一方で、取引開始時に従業員数チェックが必要になるのはもちろん、取引継続中も、従業員数のモニタリングが必要になることから、取引管理のコストが上昇し、下請事業者に対する発注控えが発生することが懸念されています。

2 規制内容の追加

(1) 代金の据え置き行為の禁止

本改正案は、コストの上昇等により下請事業者が単価の協議を求めたにも関わらず、協議に応じず、又は協議において必要な説明・情報提供をせずに、一方的に代金を決める行為を、新たに規制対象としています（新法5条2項4号）。

これにより、現行の買いたたき規制（法4条1項5号）では捕捉できない代金の据え置き行為が禁じられ、下請事業者としては、価格協議を行うことで価格転嫁が可能となるという点で意義がある一方、親事業者としては、取引先からの価格交渉に一層真摯に応じることが必要となり、社内に対して重点的に研修などを行い、周知を図る必要があります。

(2) 手形払の禁止等

支払手段について、手形払の禁止や電子記録債権等金銭以外の支払手段で支払期日までに代金相当額を取得することが困難な手段の禁止を新たに規制の対象に加えました（新法5条1項2号）。

これらにより、下請事業者としては、親事業者の資金繰りに係る負担を求められることがなくなるとされる一方、親事業者としては、従前の支払方法を変更することが必要となります。手形のみならず、電子記録債権等、手形と同様に実質的な代金受領日が遅れる支払手段は規制の対象となっていますので、注意が必要です。

3 用語の見直し

従来、使用されてきた「下請」という用語が対等な取引ではないと受け取られることから見直すこととし、「親事業者」「下請事業者」を「委託事業者」「中小受託事業者」と変更するとともに、法律の名称も「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法[2]）と変更するものです。これによって、発注者・受注者間の、対等な関係を強調しています。

（注）
1 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDEB5A.htm
2 https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2025/jan_mar/250312.html

令和7年資金決済法改正法案の概要

弁護士 田邉 愛

2025（令和7）年3月7日、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が第217回国会に提出されました（概要は次頁表1のとおり。）。これらの法律案は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）関連の規制と資金移動業関連の規制を見直すものとされており、2025年1月22日に公表された金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告で検討された提言を実現するものとされています。

1 改正案の具体的内容

(1) 暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

現行法上、暗号資産そのものを取り扱う事業者は、資金決済法上の暗号資産交換業者として、暗号資産デリバティブを取り扱う事業者は金融商品取引法上の第1種金融商品取引業者として、それぞれ規制を受けています。しかし、金融商品取引法には資産の国内保有命令が存在する一方、資金決済法には同様の措置がなく、暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者の資金流出リスクが存在したため、本改正が提案されるに至ったものです。

(2) 信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）とは、信託の受益権をトークン化したモデルであり、現行法上は、「①電子的に記録・移転できる金銭信託の受益権」であって、「②受託者（主に信託銀行等）が信託契約により預かった金銭の全額を預貯金で管理するもの」とされていました。つまり、発行者は、発行額に相当する裏付け資産の全額を要求払預貯金で保有する必要がありました（次頁図1：金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案　説明資料」から抜粋）。

これに対し、海外では、ステーブルコインの裏付け資産として、短期国債等も認められていることから、本改正案において、①発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、満期・残存期間3か月以内の日米国債や中途解約が認められる定期預金による管理・運用を認める案が提出されています。なお、「元本を毀損しない形」とは、内閣府令で、裏付け資産の減少に際して、委託者が追加拠出する義務を課す、定期

【表１　改正の概要】

暗号資産・電子決済手段関連	
①暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入	■暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を発出できるようにする。
②信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化	■現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求められている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえて、発行額の 50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。
③暗号資産等取引に係る仲介業の創設	■暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買交換を行いたい利用者を引き合わせる行為（媒介）のみを行う仲介業（登録制）を創設する。
資金移動業関連	
①国境を跨ぐ収納代行への規制の適用	■自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、利用者保護やマネー・ロンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。
②破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化	■資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者に直接返還する方法を認める。

【図１　信託型ステーブルコインのイメージ】

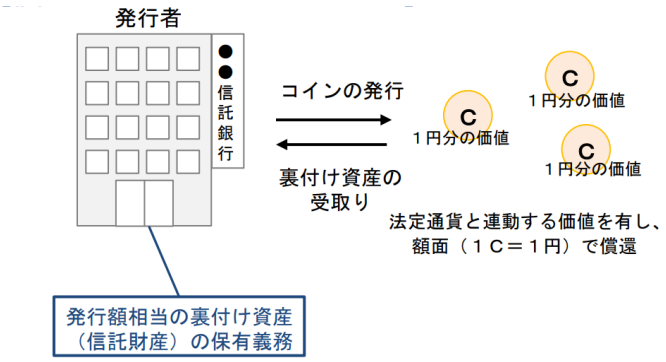

預金の中途解約の場合も解約手数料による裏付け資産の減少がない場合に限定する等が定められる予定とされています。

(3) 暗号資産等取引に係る仲介業の創設

現行法では、暗号資産ビジネスを行う場合には、たとえ、顧客資産の預かりがなく、暗号資産交換業者等と利用者との間で取引の媒介のみを行う場合であっても、暗号資産交換業の登録が必要とされています。暗号資産交換業は、資本金 1000 万円以上といった財務要件やマネー・ロンダリング規制が課され、仲介のみを行う者にとって参入障壁が高いと指摘されていました。

本改正案では、新たに、暗号資産交換業者等と利用者との間で取引の媒介のみを行う者について、新たに「仲介業」として、登録要件に、財務要件及びマネー・ロンダリング規制を課さない業種が創設されました。当該「仲介業」の対象には、電子決済手段（ステーブルコイン）も対象となるものとされています。また、特定の暗号資産交換業者等のために仲介を行う「所属制」を採用するとともに、利用者への説明義務や広告義務については、暗号資産交換業者等と同様の規制を設けるものとされています。他方で、対象業務が「仲介」のみであり、利用者から金銭の預託を受けることは禁じられ、このため、財務要件やマネー・ロンダリング規制を受けないものとされています。

(4) 国境を跨ぐ収納代行（クロスボーダー収納代行）への規制の適用

現行法では、クロスボーダー収納代行（支払人と受取人の間で国境を跨ぐ等、資金移動が国境を跨いで行われる場合）に対しては、資金移動業登録は原則として必要ないものとされています。その結果、クロスボーダー収納代行において、オンラインカジノや出資金詐欺等の違法な送金行為に用いられる事例が発生していること、金融安定理事会（FSB）において、2024 年 12 月「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」が公表され、国境を跨ぐ送金について、消費者被害のリスク、オペレーションリスク、マネー・ロンダリングのリスク等が指摘され、当該リスクに整合的な規制・監督が求められていることから、一定のリスクがあるクロスボーダー収納代行において、規制を行うこととされました。

本改正案では、商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行について、原則として資金移動業の規制を適用するものとし、利用者保護等のリスクが低いとされるものは規制対象外とされることとなります。「利用者保護等のリスクが低い」類型は、内閣府令において、①プラットフォーマー等が取引成立に関与する場合、②エスクローサービス、③資本関係がある等受取人との経済的一体性が認められるものが収納代行を行う場合、④他法令で規律される場合、が定められる予定です。

(5) 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

現行法上、資金移動業者が利用者から受け入れた資金の保全については、①供託、②銀行等による保証、③信託が認められていますが、実際に資金移動業者が破綻した場合には、必ず供託手続きを通じて、国が各利用者に返還するものとされており、債権申出の公示、配当表の公示を経て、利用者への返還には、最低170日必要となります。

本改正案では、既存の供託を経由して返還する手続きに加え、新たに、銀行等の保証機関による直接返還及び信託会社等による直接返還を追加し、迅速な資金返還を実現することを可能とするものです。

2 実務への影響

(1) クロスボーダー取引への規制の強化

前記1.(1)（暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入）及び1.(4)（国境を跨ぐ収納代行（クロスボーダー収納代行）への規制の適用）のとおり、本法律案では、クロスボーダー取引への規制の強化がなされています。このうち、1.(1)については、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者の破綻の場合等の資産保全命令であり、平時の業務への影響は大きくありませんが、どのような場合に命令発出がなされるのか今後の実務の動向に着目する必要があります。

また、1.(4)については、クロスボーダー収納代行への規制ではありますが、「商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行」に限定され、例外として、プラットフォーマー等が取引成立に関与する場合は規制の対象外とされていることから、クロスボーダー取引を行う多くの事業者については、たとえ収納代行を利用したとしても、その多くが規制の対象外となることが想定されます。また、エスクローサービスも例外として規定されているため、他社の商品・サービスの提供を前提に、他社から収納代行サービスを受託している収納代行業者の多くについても、適用除外となることが想定されます。

ただし、内閣府令等の細かい定めは、法律案成立後、改めて発表されるため、今後の動向を確認し、自社の収納代行サービスがクロスボーダー収納代行に該当する場合には、当該規制の対象とならないか否かビジネスモデルを検討しておくべき必要があります。

(2) 暗号資産、ステーブルコインの利用可能性の拡大

前記1.(2)（信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化）及び前記1.(3)（暗号資産等取引に係る仲介業の創設）のとおり、本法律案では、ステーブルコイン発行に係る資産の管理・運用の柔軟化や暗号資産交換業者やステーブルコインの取扱者への仲介規制が緩和されています。これらにより、事業者は、自身が提供しているサービスや商品に関連して、ステーブルコインを発行し、これを当該サービス内で利用することや暗号資産・ステーブルコインとサービスを連携できる可能性があがり、暗号資産やステーブルコインの利用可能性が広がることが想定されます。特に、1.(3)については、ゲームアプリやアンホステッド・ウォレット（暗号資産交換業者ではない者が管理するウォレット）等をウェブ上で提供する事業者において、利用者に対して暗号資産交換業者等を紹介すること等が実際に行われており、今後、より広いサービスにおいて、暗号資産・ステーブルコインの利用可能性が検討できるものと考えられます。

(3) 資金移動業破綻時における返還業務

前記1.(5)（資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化）により、暗号資産交換業者等の破綻時に銀行又は信託会社等による直接返還が可能となりました。これにより、銀行及び信託会社等は、暗号資産交換業者等と契約を行う際、当該返還に係る事務の定めも併せて規定する必要がある上、実際に返還業務が生じた場合に備えて、利用者の本人特定の問題やその残高の特定、返還フローの制定など、各種実務整備をする必要が生じます。これらについても、今後、内閣府令や監督指針、ガイドライン等で細部が制定されていくものと考えられますが、それらを踏まえ、対応業務を整理する必要が生じます。また、暗号資産交換業者もこうした機関への情報提供を前提にした顧客管理等を行う必要性が生じるものと考えられます。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案について

弁護士　奥津 周

1　譲渡担保と所有権留保の法制化

2025 年 3 月 7 日、内閣は「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案」（以下「法律案」といいます。）を閣議決定し、法律案が国会に提出されました。

これまで、我が国の実務では、動産を目的とした担保としては動産譲渡担保や所有権留保が、債権を目的とした担保としては債権譲渡担保が利用されてきました。これらは、いわゆる「非典型担保」であり、つまり法令には具体的な規定はなく、判例・学説・実務において認められてきた担保です。これらの担保は、判例の積み重ねによって、ある程度そのルールが確立している面はあります。

しかし、判例はあくまでも個別事案の解決を目的とするため、その射程がどこまで及ぶかは必ずしも明確ではないことも多く、法的安定性は不十分な面がありました。

また、特に動産譲渡担保権は、動産の権利の公示が十分でないことから、動産譲渡担保権の担保としての優先性を確保するのに難がある面がありました。

さらに、動産や債権を担保とした融資（いわゆる ABL）は、不動産を保有しない中小企業等にとっては、重要な資金調達手段になり得るところですが、動産や債権を目的とする担保の法的安定性が不十分であることや、担保としての優先性を確保するのに難があることで、動産や債権を担保とした融資の拡大の阻害要因になっているという指摘がなされてきました。

こういった議論を背景に、ABL の利用を拡充させることもひとつの目的として、譲渡担保等の法制化が進められました。

法律案の内容は、譲渡担保等の実体面から実行に関する手続面、さらに法的倒産手続における扱いなど多岐にわたります。法律案の内容は大半が強行法規と理解できます。したがって、法律案が成立、施行された後は、法律案と異なる内容の譲渡担保契約をしても有効になりませんし、実行の際は法律案の内容に従う必要があります。従前の譲渡担保契約書や所有権留保の設定条項の見直しは必要ですし、譲渡担保や所有権留保の契約をしたり実行をするときには、法律案の内容をよく理解して対応することが必要です。

本稿では、紙幅の都合もあって網羅的に法律案の内容をご紹介することはできませんので、過去の判例実務から大きく変更されることになった対抗要件に関する新たなルールをご紹介します。

2　占有改定劣後ルール

(1) 先立つ占有改定の問題

動産の対抗要件は「引渡し」であり、従前の動産譲渡担保においても同様でした。また、動産譲渡特例法に基づく動産譲渡登記をしたときには「引渡し」があったものとみなされますので、登記によって対抗要件を具備することもできました。

動産譲渡担保は、直接占有を設定者に残すのが通常ですので、「引渡し」の方法として「占有改定」の方法が用いられるのが一般的でした。もっとも、占有改定は外見上まったくわからず公示性に乏しく、銀行等が動産を担保として融資をする際に、これに先立つ占有改定に基づく譲渡担保の設定がなされていると、占有改定による譲渡担保が優先し、銀行等の優先権が確保されないことが動産譲渡担保のリスクとされてきました。

(2) 改正法

このような譲渡担保の使いにくさを改善するために、法律案では、占有改定によって対抗要件を具備すること自体はできるものの、占有改定によって対抗要件を備えた譲渡担保権は、占有改定以外の方法で対抗要件を具備した譲渡担保権に劣後するものとされました（占有改定劣後ルール）。

したがって、先に占有改定による譲渡担保権が設定されていたとしても、その後に登記で対抗要件を具備した譲渡担保権が設定されたときには、登記で譲渡担保を設定した担保権者の方が優先することになります。

法律案の議論の過程においては、登記を他の対抗要件よりも優先させるという登記優先ルールも検討されていましたが、占有改定のみが他の対抗要件に劣後する占有改定劣後ルールが採用されました。

したがって、指図による占有移転による場合は特に登記に劣後するものではありませんので、倉庫業者など第三者が保管している動産に譲渡担保を設定するときには、登記に先立つ指図による占有移転による譲渡担保権が設定されているときには、登記は優先しません。第三者保管の動産に譲渡担保権を設定する場合には、その第三者に対して指図による占有移転がなされていないかの調査が必要になります。

従前、商社等が譲渡担保権を設定するときには、設定者の承諾が得られやすいので、登記ではなく占有改定を用いる例がありました。また、集合動産ではなく特定動産の譲渡担保

の場合は、登記よりも簡便で費用も安いので、占有改定を用いる例がありました。法律案の場合、占有改定では後の譲渡担保権に劣後する可能性がありますので、占有改定は原則使えないものと理解する必要があります。

なお、現在占有改定の方法で譲渡担保権を設定しているものについては、法律案が施行されてから2年以内に動産譲渡登記をしたときには、最初に占有改定によって対抗要件を具備した時点で、占有改定以外の方法で対抗要件を具備したものとみなされます。したがって、現在占有改定の方法で動産譲渡担保権を設定しているものについては、法律案が施行されて2年以内に登記をする必要がありますので、留意が必要です。

また、占有改定劣後ルールが適用されるのは、あくまで譲渡担保の場合で、真正譲渡（担保目的ではない動産の売買）のときには、これは適用されません。

したがって、例えばAがBに動産を売り渡し、占有改定の方法でAが占有を続けたままBに引渡しをした後に（AがBに動産を売却して代金を受け取りながら、引き続きAがBから動産を賃借して賃料を支払うというケースなど）、AがCに対して動産譲渡担保を設定して登記をしたとしても、CはBに優先しませんので、留意が必要です。

3　牽連性のある金銭債務を担保とする場合の特例

従前の動産譲渡担保権の場合、被担保債権と目的動産との間の牽連性の有無によって、譲渡担保の効力や優先性について特例はありませんでした。

法律案では、①譲渡担保動産の代金債務または②譲渡担保動産の代金債務の債務者から委託を受けた者が当該代金債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務（牽連性のある金銭債務）のみを担保する動産譲渡担保権は、引渡しがなくても第三者に対抗できることになりました。例えば、特定の動産を売却した売主が、その代金債務を担保するために当該動産に譲渡担保権の設定を受けたときは、対抗要件なくして第三者に譲渡担保権を対抗できることになります。

また、競合する他の担保権者との関係においては、牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権は、動産の譲渡時に占有改定以外の方法によって引渡しがあったものとみなされることになりました。

さらに、牽連性のある金銭債務を担保する限度においては、一定の範囲で他の動産譲渡担保権者に優先するものとされています。具体的には、例えば、3月1日に特定の動産を売却し、同時にその代金債務を被担保債権としてその売却した当該動産に譲渡担保権の設定を受けたときは、その後の4月1日に当該動産が他の担保権者の集合動産譲渡担保権の集合物（動産特定範囲）に加入し、かつその集合動産譲渡担保権の設定及び登記が2月1日であったとしても、その売主は、当該動産の代金債務の限度において、集合動産譲渡担保権者に優先します。

いわゆる輸入ファイナンスは、輸入目的物を対象として占有改定によって対抗要件を具備する譲渡担保形式を取られることがあり、上記の占有改定劣後ルールを適用すると、目的物が輸入された後に別の債権者の集合動産譲渡担保の集合物（動産特定範囲）に加入したときに、輸入ファイナンスの債権者が劣後してしまうという問題が生じ得ます。これに対して、牽連性のある金銭債務を担保とする場合の特例を設けることで、従前の輸入ファイナンスの債権者の優先性も確保されることになります。

4　所有権留保の対抗要件

従前の判例では、所有権留保は所有権が売主に留保されるだけで、物権変動はなく、平時において所有権留保を第三者に対抗するためには対抗要件は不要と理解されてきました（最判平成30年12月7日民集72巻6号1044頁参照）。

これに対して、法律案では、所有権留保も譲渡担保と同様に対抗要件（引渡し）がなければ第三者に対抗できないものとされました。

一方で、動産の売主がその代金債務が完済されるまで当該動産の所有権を留保する場合のように（狭義の所有権留保）、牽連性のある金銭債務のみを担保する所有権留保の場合、対抗要件なくして第三者に対抗でき、かつ占有改定以外の方法で引渡しがあったものとみなされるものとされました。この点も譲渡担保と同様です。

したがって、牽連性のある金銭債務を担保する所有権留保においては、従前と同様に、対抗要件を具備していなくてもその優先性は確保されるといえます。

一方で、従前、所有権留保が法的倒産手続において別除権として認められるためには、対抗要件が必要という見解があり、その見解をとる下級審裁判例もありました（東京地裁平成22年9月8日判例タイムズ1350号246頁）。この点に関する最高裁判例はなく、また今回の法律案（関連法案を含む）において、別除権として認められるための要件について特に明示はされていませんので、引き続き解釈に委ねられることになりました。この点は、法律案では、平時においても原則として所有権留保に対抗要件は必要とされましたので、法律案が施行された後には、所有権留保が別除権として認められるためには対抗要件（引渡し）が必要と理解しておくべきではないかと思われます。この場合でも、上記のとおり、牽連性のある金銭債務のみを担保とする所有権留保は、占有改定以外の方法で引渡しがあったものとみなされる結果、特に約定で対抗要件を具備していなくても、別除権として認められる可能性はあると思われます。もっとも、別除権の要件が明文で示されているわけではありませんので、念のため、牽連性のある金銭債務のみを担保とする所有権留保においても、

占有改定によって引渡しを受けておくことが必要ではないかと思われます。

なお、従前は、所有権留保の登記はできませんでしたが、法律案とともに提案されている整備法により、所有権留保登記が新設されることになりました。牽連性のある金銭債務以外の債務も所有権留保の対象とする場合（いわゆる拡大された所有権留保）、占有改定劣後ルールも適用されますし、所有権留保登記によって対抗要件を具備する必要があると思われます。

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。３０分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第 18 回「日常的な取引における契約交渉・契約書作成のポイント」

講師：弁護士 赤羽 寿海

開催日時：2025 年 5 月 21 日（水 ）15 時 00 分～ 15 時 30 分

産業構造の益々の高度化や、生成 AI を初めとする科学技術の革命的な進歩に伴い、企業取引の内容は日々、複雑化し続けており、このような取引環境においては、適切な内容の契約書を作成することの重要性がより一層高まっております。他方、いかなる規模の企業にとっても、契約書の作成自体は当たり前になっているものの、残念ながら、その内容が取引の実態等に照らして適切なものになっていない事例も見受けられるところです。

そこで、本セミナーでは、日常的な取引のための契約において共通して設けられることの多い条項を主な題材として、契約交渉及び契約書作成のポイントについてご説明いたします。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_g7FWyqL7SM6H-7QFJfJ9F8w

近時の実務話題 ＆ 裁判例レビュー

弁護士　大川　治

企業価値担保権の活用に向けた勉強会、「企業価値担保権の活用に向けた報告書」のとりまとめ

2025年3月27日、企業価値担保権の活用に向けた勉強会（以下「本勉強会」といいます。事務局：一般社団法人全国銀行協会）が、「企業価値担保権の活用に向けた報告書」（以下「本報告書」といいます。）をとりまとめ、公表しました[1]。

本勉強会は、2025年成立、2026年度中の施行が予定される事業性融資の推進等に関する法律（以下「事業性融資推進法」といいます。）が定める「企業価値担保権」につき、その活用に向けた準備を各金融機関が進める上で、業界レベルで検討すべき事項を議論するべく設置され、2024年10月から2025年2月まで、合計5回開催されました（委員はメガバンク、地域金融機関、日本公認会計士協会の方々、金融庁の方々がオブザーバー）。

本勉強会では、企業価値担保権の概要、米国の全資産担保活用事例（第1回）、企業価値担保権活用に向けた論点・想定される活用場面（第2回。各業態の金融機関からみた論点・活用場面、地域金融機関による過去の再生事例と活用場面）、事業性評価のポイント、貸倒引当金の見積もり方法（第3回）、企業価値担保権を利用した場合に主に想定される銀行取引の態様である「一行取引」への向き合い方（第4回）などが議論され、第5回には本報告書のとりまとめの議論がされたようです。

本報告書は、全部で４章に分かれており、「第１章　企業価値担保権の目的・概要」では、企業価値担保権の概要を図表を利用しながら簡潔に解説するとともに、融資実務への影響として、従来型の担保機能に着目した担保・保証実務への影響、本制度が目指す事業者・金融機関の緊密な関係構築によるリスクテイク・伴走支援の強化に大別されているとして、その大枠を示しています。「第２章　企業価値担保権による担保・保証実務への影響」では、融資実務への影響のうち、従来型担保機能に着目した担保・保証実務への影響（①企業価値担保権による保全の強化、②既存の担保・保証の代替）を具体的に紹介・解説しています。「第３章　企業価値担保権による事業者との取引関係への影響」では、融資実務への影響の中でも従来型担保機能を超えた事業者・金融機関の緊密な関係構築によるリスクテイク・伴走支援の強化の内容を、代表的な取引態様や一行取引のありようを探ることによって検討しています。「第４章　企業価値担保権の活用に向けて」においては、企業価値担保権活用に向けた基本的な考え方（金融機関が事業者囲い込みだけを目的に本制度を用い、事業者の企業価値向上に資する支援を行わなければ本制度の信頼を損ねることになる、各金融機関は、本制度がもたらす取引慣行・競争環境の変化の可能性を認識し、真摯な顧客対応に基づく健全な競争を徹底し、事業性融資・伴走支援に取り組む体制の高度化に努める必要がある旨）を示した上で、今後の課題として、優越的地位濫用防止の徹底、事業者への説明のありよう（説明すべき事項の事前整理・準備の重要性と説明事項例の紹介）、融資実務の整備・高度化（関連する実務の詳細を詰めていくことの必要性）が紹介されています。

「おわりに」の部分に本報告書のメッセージが凝縮されているように思います。要約すると次のとおりです。

> 「企業価値担保権は、事業性融資を推進するための新しい制度であり、その活用にあたっては、従来のやり方・慣行にとらわれず、新たな可能性を追求していくべき」であるが、「安易な活用は事業者・金融機関双方にとって望ましくなく、本制度の信頼を損ねる」ことになりうる。「企業価値担保権の活用は、全ての金融機関において一律かつ形式的に推進されるのではなく、あくまで事業性融資の選択肢の一つとして、個々の金融機関の判断により、相応しい事業者・場面を見極めた上で、活用されることが重要」である。

企業価値担保権がどのように活用されていくのか、当事務所においても、金融機関サイド、事業者サイドの双方から、引き続き、注視していきたいと思います。

（注）
1　https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n032701/

全銀協、手形・小切手の電子化に関する中間的な評価を踏まえた抜本的な取組み等について

2025年3月26日、一般社団法人全国銀行協会(以下「全銀協」といいます。)が、「「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定」したとのことです[1]。これだけを読むと、「え、手形・小切手が使えなくなるの？」と思ってしまいがちですが、そうではなくて、約束手形、小切手の制度はそのまま残るのですが、従来のように取引銀行を通じた電子交換所を介した決済ができなくなるということですね。

みなさまご承知のように、商品等の販売先が支払のために振出した約束手形が事業会社の手元に届き、取引銀行に対して取立依頼をし、全国各地の手形交換所を介して満期日に決済されるという、手形や小切手を用いた支払は、何十年にもわたってわが国の支払決済の重要なインフラとなってきました。

しかし、「紙」である手形、小切手の果たす機能を全面的に電子化することを目指して、2021年4月に「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」が設置され、産業界・関係省庁と金融業界が連携して手形・小切手機能の「全面的な電子化」を最終目標とした取組みを強化するために必要な検討がなされてきました。その過程で、2021年7月に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」(以下「自主行動計画」といいます。)が制定され、「2026年度末までに全国手形交換所における手形（約束手形、為替手形)・小切手（以下「約束手形等」という。）の交換枚数をゼロにする」という最終目標が掲げられました。

その後、全国各地の手形交換所の機能を電子化することとなり、2022年11月に電子データで手形の交換を行う「電子交換所」が設立され、電子交換所を通じて手形・小切手のイメージデータを送受信する方法により手形を交換することとなりました。それを受け、自主行動計画の最終目標を「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことにし、取組みが進められてきました。

しかし、電子交換所における手形・小切手の年間交換枚数は2024年時点で依然として1967万枚、同年の年間削減枚数も目標値822万枚対比61%の501万枚に留まった現状等を踏まえ、関係者における電子化の取組みを一層後押しし、自主行動計画の最終目標達成の実効性を高めるため、これまでの取組みに加えて抜本的な取組みを行うこととして、「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定することになりました。

このように、あくまでも電子交換所における手形・小切手の交換ができなくなる、ということですので、約束手形を使い続けたい、というニーズが全く満たせなくなるわけではありません。しかし、電子交換所を介した手形交換ができなくなるので、取引銀行は、約束手形の個別取立、つまり郵送等による相対決済をすることになり、手間もコストも増えそうです。利便性がすっかり変わりますので金融機関での手形・小切手の取扱いも変わっていくだろうと推測されます（手形小切手帳の発行申込み受付を終了する銀行も現われています)。

そうすると、事業会社としては、手形・小切手に変わる決済手法として、インターネットバンキング、電子記録債権の取扱いの検討が必要だろうと思います。また、いわゆる法人カード（法人によるクレジットカード）の利用が考えられるでしょうか。現状では、経費精算に利用するのが一般でしょうけれども、請求書のカード支払が可能となると、手形廃止の代替手段になり得るように思われます[2]。

金融機関側では、手形貸付・当座貸付などの運用がどうなるのかなどが気になるところです。

長年に亘る決済インフラの大きな変化ですので、当事務所でも引き続き、実務の動向に注目したいと思います。

(注)

1　https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n032601/

2　株式会社日本金融通信社「ニッキン 2025年4月11日号」３面

最二小判令和７年３月３日 動画共有サービスを提供するため、米国所在のサーバからインターネットを通じてユーザが使用する我が国所在の端末にプログラムを配信することが、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」及び同法101条1号にいう「譲渡等」に当たるとされた事例（ドワンゴ事件最高裁判決）

本件は、発明の名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許（特許第 4734471 号）に係る特許権（以下「本件特許権」といいます。）を有する株式会社ドワンゴ（以下「被上告人」といいます。）が、米国ネバダ州法に基づいて設立された法人である FC2 INC ら（以下「上告人ら」といいます。）に対し、上告人らの行為が本件特許権を侵害すると主張し、行為の差し止め及び損害賠償等を求めた事案です[1]。

本件特許権の請求項には、端末を、①動画を一定の領域に再生して表示する動画再生手段及び、②動画経過時間に応じて記憶されたコメント情報を、動画再生時間に応じて読み出して、①の領域に一部重なる欄に表示させるコメント表示手段として機能させるプログラムが含まれており（以下「本件特許発明」といいます。）、これは、コメントの読みにくさを低減させる等の効果を奏するものでした。特許権の効力は、「当該国の領域内においてのみ認められる」（最高裁平成 14 年 9 月 26 日第一小法廷判決・民集 56 巻 7 号 1551 頁参照）と解されているところ（属地主義）、本件では、上告人らが、米国所在のサーバから、インターネットを通じ、日本国内所在の端末に対して、本件特許発明の技術的範囲に属するプログラムを配信する行為が、特許法 2 条 3 項 1 号にいうプログラムを電気通信回線を通じて「提供」する行為に該当するかが問題となりました（その他、特許発明には、上記プログラムがインストールされた情報処理端末自体が物の発明として含まれており、プログラムの提供が、物の生産にのみ用いる物の譲渡（101 条 1 号）に該当するかという点も争点となりましたが、簡略化を図るために割愛しました。）。

この点について、最高裁は、属地主義を前提としつつ、本件特許発明のような、ネットワークを通じて送信され得る発明の特殊性に配慮し、柔軟な解決を図る判断をしました。

すなわち最高裁は、「電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領域外からの送信であることの一事をもって、常に我が国の特許権の効力が及ば（中略）ないとすれば、（中略）特許法の目的に沿わない。」と述べるとともに、「問題となる行為を全体としてみて、実質的に我が国の領域内における「電気通信回線を通じた提供」に当たると評価されるときは、当該行為に我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はない」と判示しました。

そして、最高裁は、米国所在のサーバから日本国内所在の端末に対するプログラムの配信は、日本国内所在の端末を使用して動画視聴ページにアクセスすることで当然に行われるもので、日本国内で動画視聴サービスを提供する際の情報処理の過程として行われ、日本国内所在の端末において本件特許発明の効果を当然に奏させるものであることを指摘したうえで、①当該効果を奏することとの関係で、サーバの所在地が国外にあることに特段の意味がないことや、②プログラムの配信が、特許権者に経済的影響を及ぼさないというべき事情もないことから、上告人による米国所在のサーバからのプログラムの配信は、「実質的に我が国の領域内において、（中略）プログラムの電気通信回線を通じた提供をしていると評価するのが相当である。」と判示しました。

本判決と同日付で、同様の考え方のもとで、動画共有サービスを提供するため、米国内でウェブサーバ等の設置管理をしている者が、上記ウェブサーバからインターネットを通じてユーザが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することにより、上記端末と上記コメント配信用サーバ等とを含むシステムを構築することが、特許法 2 条 3 項 1 号にいう「生産」に当たるとする判決も出ており[2]、いずれの判決も検討が必要です。

（注）
1　https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=93838
2　https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=93839

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、
個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または
現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。
電　話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）
メール：newsletter@dojima.gr.jp
ＷＥＢ：www.dojima.gr.jp